

## 表彰に関する内規

一般社団法人粉体工学会

### 1. 目的

この内規では、表彰規程に関する事項を定める。

### 2. 手続きおよび副賞

- 1) 粉体工学会功績賞の副賞はプレートとする。
- 2) 学術貢献賞の寄贈の申請は単年度型と継続型の 2 種類とし、申請内容に基づき表彰委員会の審議を経て受理する。
- 3) 粉体工学会論文賞と粉体工学会 APT Distinguished Paper Award の副賞はプレートとする。プレートは共著者全員に贈呈する。
- 4) 粉体工学会研究奨励賞の副賞はプレートと賞金とする、賞金は 1 件につき 3 万円とする。
- 5) 粉体工学会 BP 賞の副賞はプレートと図書券 1 万円とする。
- 6) 粉体工学会技術賞の副賞はプレートとする。
- 7) 粉体工学会 APT Outstanding International Contribution Award の副賞はプレートとする。

### (附則)

この内規は制定の日から発効する。

### (付記)

平成 30 年 2 月 17 日 制定 (理事会承認)

平成 30 年 9 月 1 日 改定 (理事会承認)

令和元年 9 月 7 日 改定 (理事会承認)